

会 議 録

会議名称	平成２９年度 第１回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成２９年８月７日(月) 午後２時～午後４時１０分
開催場所	佐倉市市役所 社会福祉センター３階 中会議室
出席者等	委 員：田中委員、網仲委員、早坂委員、田口委員、高野委員、 平岡委員、塚本委員、薄井委員、小林委員、前田委員 事 務 局：青木健康こども部長 子育て支援課 牛玖副主幹、向後主幹、堀越主査、 石渡主査、照井主査、馬場主査、吉田主査補、土屋主査補、 木勢主事
会議議題	(１) 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (２) 子ども・子育て支援事業計画の基本施策の実施状況報告について (３) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について (４) 児童センター・学童保育所の指定管理更新について
会議経過	別紙、平成２９年度第１回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

【1 開会】

【2 委嘱状交付】

【3 佐倉市健康こども部長あいさつ】

【4 少子化対策担当参事あいさつ】

【5 議事】

●議題1 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

●議題2 子ども・子育て支援事業計画の基本施策の実施状況報告について

●議題3 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

●議題4 児童センター・学童保育所の指定管理更新について

【6 閉会】

議題1 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

（事務局説明）

資料1～4、参考資料1を使用して説明。

子ども・子育て支援事業計画について、教育・保育施設に係る必要利用定員数と確保量及び地域子ども・子育て支援事業の既計画値とこれまでの実績を比較し、大きくかい離がある場合や、今後の事業実施の見通しを反映すべきものがある場合は、見直しを行うとされており、平成30年度・31年度の見直し（案）を作成した。この見直し（案）及び見直し方法について、ご審議をいただきたい。

（委員長）

それでは、ただいまご説明のあった「子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて」の、ご意見・ご質問等はあるか。

（委員）

一時預かり事業の実施施設は何か所あるか。また、利用者はどのくらいであるか。

（事務局）

資料４のＰ２２にあるが、おもに保育所に併設して実施する一時預かり（一般型）事業の実施施設は、現在９か所である。また、利用者数について、平成２８年度は７，８５８人である。それに対し、定員人数に開所日数分をかけた確保量は、２１，２４０人となっている。

（委員）

保育所等に入園している保護者の方の大部分は仕事をしているが、一時預かりはリフレッシュなどの私的理由で利用することができ、下の子の出産時などに上の子を預けるなど、一般家庭でも利用することができるという意味で重要な役割を果たしていると考えている。

（事務局）

委員のおっしゃる通り、一時預かりは保育所などに入園していなくても、リフレッシュで利用できたり、また、保育所等の空きがなく入園待ちしている方が、回数の制限はあるが利用できるという待機児童対策の一面もあるなど、一時預かりは重要な役割を果たしていると考えている。

（委員）

実績よりも確保量のほうが多いということだが、希望すれば一時預かりを利用できるということか。

（事務局）

その通りである。

（委員）

それだけの確保量があるのならば、現在、月３回まで利用できるリフレッシュ利用の回数を増やすことができるのではないかと考える。核家族が多い中で、近隣に祖父母がいない家庭などが、例えば、下の子を出産した場合など、どちらも面倒をみるのは大変なので、月３回の利用では少ないと考える。拡充の検討をお願いしたい。

（事務局）

枠を広げられないかという話であるが、例えば、１つの園に１０名枠があったとして、毎日１０名預かれるわけではなく、乳児の申し込みが集中した場合は、２名の枠分が必要であるなど、１人１枠とは限らないため、確保量よりも利用実績のほうが少ないからといって、利用日数を増やせるというわけではない。

また、空きはあるが、利用したい方がいない日もあり、確保した定員分が必ずしも埋まるわけではない。

（委員）

事務局（案）の確保量の数値は曖昧ではないか。

（健康こども部長）

この表現では、相当余裕があると見えてしまう。今後、表現の仕方は工夫して、実態に即した形で表示できるように検討させていただきたい。

（委員）

保育に欠ける要件ではない方を一時預かりでお預かりするということは、認定こども園にも求められているところであるが、待機児童解消という側面から、認定こども園に役割を求めるならば、保育所と同じになってしまうので、見直しの際は、認定こども園のあり方というものを踏まえた上で、事業計画に反映していただきたい。

また、保育士及び幼稚園教諭の確保が大きな問題であり、他市では市単位で保育士等の募集を手助けしているところもある。方法は補助金だけではないと思うが、佐倉市でも保育士等の働く側の人間が入ってきやすいような仕組みづくりを考えてほしい。

（委員長）

本題とは離れるが、その通りであると思う。他市は奨学金が出て、就職して何年か働けば返済の必要がなくなる。そうになると、他地域から就職する者も出てくる。奨学金だけではなく、給料の上乗せも大きいと考える。また、潜在保育士が現場に出るための最初の一步を踏み出す支援があってもよいのではないかと思う。

本題に戻るが、保育定員の見直しや地域・子ども子育て支援の事業の見直しについて何かご意見・ご質問がある方はいるか。

（委員）

資料４、Ｐ１２の放課後児童健全育成事業の資料で、王子台小学

校は２８年度の利用実績は１００人であったが、３０年度の見込み量が２８人と大幅に減っている。何か再編等があったのか。

（事務局）

当区域では、学校内と児童センターの２か所で実施しているが、今年になって低学年児を受け入れる学校が、定員３０人に対し、２０人未満となっている。高学年を受け入れる児童センターでも例年より希望者数が少ない状況となっている。学区の変更など大きな変更があったわけではないが、今年度より激減したという事情があり、今回、確保量を減らして見直しを行った。利用者数が減ったから廃止ということは考えていないが、激減した理由については現在確認中である。

議題２ 子ども・子育て支援事業計画の基本施策の実施状況報告について

（事務局説明）

資料５を使用して説明。基本目標は６項目あり、事業数としては５２個ある。その中から、新規事業や関心が高いと思われる事業を各項目１事業ずつ説明。

- １． 質の高い教育・保育の総合的な提供
 - ２． 乳幼児期の保育サービスの提供と充実
 - ２． 地域における子育て支援
 - １５． その他の相談体制の充実
 - ３． すこやかに生まれ育つ環境づくり
 - ２１． 妊婦訪問の実施
 - ２２． 出産後の母親への支援（資料５（追加資料））
 - ４． 仕事と子育てを両立させる社会づくり
 - ３２． 利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充
 - ５． 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援
 - ４０． 自立支援給付金事業の実施
 - ６． 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり
 - ４７． 子どもの権利についての啓発
- 事前に配布した中で、ご意見・評価があれば伺いたい。

（委員長）

それでは、ただいまご説明のあった「子ども・子育て支援事業計画の基本施策の実施状況報告について」のご意見・ご質問等あるか。

（委員）

P 2 6 の乳児家庭全戸訪問事業について、第 1 子が対象であるか。

（事務局）

第 1 子、第 2 子に関わらず行っている。第 1 子は助産師が全戸訪問を行っており、第 2 子以降は希望によって助産師か赤ちゃん訪問協力員のどちらかが訪問することとなっている。

（委員）

赤ちゃん訪問協力員に対して寄せられた相談についても、子育て世代包括支援センターなどに相談内容をつなげられるなど支援体制が整っているとよい。

（事務局）

これまでも、赤ちゃん訪問協力員に寄せられた相談は、健康管理センターなどの保健師に情報提供され、フォローアップが必要である家庭には、実際に保健師が訪問を行っている。

（委員）

そういった体制ができていればよい。子どもだけでなく、母親の産後うつなどのケアを含めて、そういったつながりを大切にしてほしい。そういった意味では、子育て世代包括支援センターの事業実施については、大変喜ばしいと考える。

（委員）

P 6 3 の心の教育相談員の配置校数について、平成 2 7 年度から現時点まで 8 校で変わらない。これは全学校数ではないが、8 校で足りるのか。また、P 6 4 に、心の教育相談員の増員については、学校からの要望と各校における相談件数を踏まえて検討していくとあるが、少ない相談数であっても、相談や意見をひろい上げる体制は必要であると考え。今後、相談員の配置は増える可能性はあるのか。

（健康こども部長）

本事業の担当が不在であるため、具体的にお答えできないが、担当に報告してなるべく増やしていけるように話をしていきたい。

（委員長）

他にご意見・お気づきの点等あれば今後 2 週間程度で事務局へお

知らせしていただければと思う。

（事務局）

電子メールによる方法だけでなく、資料に直接赤字で修正してもらい、郵送していただければと思う。

【議題３ 特定教育・保育施設の利用定員の設定について】

（事務局説明）

資料６を使用して説明。

子ども・子育て支援法の規定により、開園・移転予定施設（２施設）の利用定員についてご意見を伺えればと思う。

（委員長）

ただいまご説明のあった「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」のご意見・ご質問等はあるか。

（各委員、質疑等なし）

議題４ 児童センター・学童保育所の指定管理更新に関する更新について

（事務局説明）

資料７を使用して説明。

意見聴取についてということであるが、この場で確定的な意見を求めるわけではない。現在、市において各学童保育所利用者へのアンケートを実施しており、その結果も踏まえて、次回の子育て推進委員会の場で、引き続き、指定管理者による運営を継続するか、市直営へ戻すべきか意見聴取を行う予定である。

（委員長）

それでは、ただいまご説明のあった「児童センター・学童保育所の指定管理更新に関する意見聴取について」の、ご意見・ご質問等はあるか。

（各委員、質疑等なし）

（委員長）

次回の委員会において、現在市が実施しているアンケート結果が

提示され、意見を述べる機会があるということによろしいか。

（事務局）

その通りである。

（委員長）

それでは、これをもって本日の会議は終了する。

（事務局）

次回の会議は１０月頃を予定している。長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

これをもって、平成２９年度第１回子育て支援推進委員会を終了する。

閉会

以上